

■ 令和5年度 第3回新潟市環境影響評価審査会

日 時：令和5年12月27日（水）午後2時～午後2時50分

会 場：新潟市役所本館 6階 講堂3

出席委員：松岡会長、五十嵐委員、石崎委員、岩瀬委員、及川委員、岡田委員、黒野委員、
佐藤根委員、田辺委員、藤堂委員、中平委員、橋本委員、弓場委員、和田委員
(以上14名)

傍聴者：1名

報道：1名

(司 会)

定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第3回新潟市環境影響評価審査会を開催いたします。

私は本日の司会進行を務めます新潟市環境対策課の小池です。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席状況ですが、委員15名のうち8名の委員の皆さまが会場で、6名の委員の方がウェブでご出席されております。委員定数の過半数を超えておりますので、新潟市環境影響評価審査会規則第3条第2項の規定により、本日の審査会が成立しておりますことをご報告いたします。

ウェブでご参加の皆さまに連絡です。ご発言のとき以外はマイクをオフにお願いいたします。また、質疑応答の際にZoomの挙手機能等ですとご発言の意向が分かりにくいいため、ご発声いただきまして、ご発言の意向をお示しいただければと思います。

会場でご参加の皆さまについては、ご発言の際はお手元のマイクをご使用ください。

なお、会議録作成のため、本会議は録音させていただいております。ご了承ください。

はじめに環境対策課長の田辺からごあいさつを申し上げます。

(環境対策課長)

皆さん、こんにちは。新潟市環境対策課長の田辺です。

日ごろより、本市の環境行政の推進にあたり、ご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。また、年末のお忙しいときにお集まりいただきまして、重ねて感謝申し上げます。

本日は今年度3回目の審査会ということになり、案件は東北電力株式会社様が事業者となる「東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画に係る計画段階環境配慮書について」となります。この事業は聖籠町で計画されており、隣接する本市が、事業の影響を受ける関係地

域として新潟県知事から環境保全上の意見を求められております。市長意見を取りまとめるにあたり、皆さまから11月24日に現地視察をお願いし、ご意見もちょうだいしていたところであります。その後、事務局で答申案の素案ということで整理させていただき、本日、ご確認をいただきますようお願いしたいと思っております。

簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

(司 会)

議事に入ります前に、本事業の配慮書につきまして、本市より、審査会へ諮問をさせていただきます。

(環境対策課長)

新潟市環境影響評価審査会会長・松岡史郎様。計画段階環境配慮書に対する意見について(諮問)。東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画 計画段階環境配慮書について、環境保全の見地からの意見を求めます。令和5年12月27日、新潟市長・中原八一。

どうぞよろしくお願い致します。

(司 会)

ただいま諮問させていただきましたので、早速、議事に入りたいと思っております。以降の進行は松岡会長、よろしくお願いいたします。

(会 長)

時間も限られておりますので、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。次第の2ですけれども、「東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画に係る計画段階環境配慮書について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1「東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画に係る環境影響評価の手続きについて」をご覧ください。

このたびの火力発電所リプレース計画は、法アセスの対象事業であり、こちらの図に沿って手続きが進められます。現在、赤枠部分の配慮書手続きに入っておりますが、当該事業は聖籠町で計画されているため、関係地域の市町村長の意見を聞いた上で、県知事が配慮書に関する環境保全上の意見を事業者に述べる案件となります。

裏面をご覧ください。配慮書手続きのうち、新潟市に関連する部分を抜粋しております。事業計画地に隣接する本市は、当該事業の環境影響を受ける関係地域として、県知事より環境保全上の意見を求められております。本日の審査会は、県知事へ提出する市長意見形成のため、答申書を取りまとめていただく作業となります。

続いて資料2から4について説明いたします。

11月24日に現地視察を行い、そのあと、当配慮書に対するご意見等についてメールで照会させていただいたところです。委員の皆さまには、たくさんのご意見、ご質問をいただきましてありがとうございました。

大変恐縮ではございますが、事務局で改めて整理させていただき、資料2に意見、資料3にその他意見、ご質問といった形で取りまとめさせていただきました。こちらの資料につきましては事前に送付させていただいておりますので、ご確認いただいているかと存じます。本日の審査会では、各委員からいただいたご意見、それに対する事業者の見解、事務局の考えについて説明しましたのち、最終的に市長意見となります答申書の素案をご審査いただきますので、よろしく願いいたします。

資料2と資料4を使いまして説明させていただきます。

資料2をご覧ください。いただきました意見に対する事業者の見解、対応、事務局の意見等の取扱いについてという形で表にまとめております。事務局の意見等の取扱いについての欄には、答申書素案に反映する意見に○を付し、どのような内容を答申書に記載するかを記載しております。また、いただきましたご意見のうち、事業者の見解をもちまして、特段、答申書に記載する必要がないと思われるものに関しましては、「事業者の回答を以って了としたい」という記載にしております。

ご意見を答申書素案に反映させた項目の順に説明いたします。本日は時間が限られている中となりますので、誠に恐縮ではございますが、委員からの意見と事業者見解の読み上げは割愛させていただきまして、趣旨等を簡単に整理したうえで、事務局の取扱いを中心に説明していきたいと思っております。

まず意見番号1の、A委員からいただいた動物に関するご意見です。

予備調査において確認された、環境省により絶滅危惧ⅠA類に指定されていますチゴモズは、国内でも極めて個体数の少ない希少種であることから、繁殖期における追加調査および発電所リプレース時において、現状と同等の樹木、緑地環境の再現を検討する必要があるとの内容です。事業者からは、予備調査では1回の定点調査でチゴモズを確認したものの、営巣はなかったことから、一時的な利用の可能性が高いと判断しましたが、今後、現地調査において営巣が確認された場合には、さらに詳細な調査を実施するという回答でした。事務局としましては、予備調査において、事業実施想定区域内で確認されたチゴモズが希少種であることから、「事業実施想定区域において環境省が絶滅危惧ⅠA類に指定しているチゴモズが確認されていることから、方法書において調査の方向を示し、事業の実施に伴う影響について適切に予測および評価を行うこと」という意見を付したいと考えております。

続いて、意見番号3のB委員からいただきました水質に関するご意見です。

事業実施想定区域の放水口および一般排水の排出先である新潟東港の海域は、環境基準を超えるほどCODが高く、リプレース事業による冷却水の使用量が減ったとしても、多量の冷却水の取水および温排水の放出により、各種栄養塩類、有機物などの東港内外への循環過程や東港周辺海域に生息する植物プランクトンの生育に影響を与える可能性が考えられることから、水質の項目選定についての事業者の見解を伺いたいとの内容です。事業者からは、本リプレース計画により冷却水量を現状の124.1立方メートル毎秒から、約106.3立方メートル毎秒と、さらなる低減をする計画としていること、また、4号系列建設時のモニタリング調査において、運転開始前後における水質測定値に顕著な差がなかったことの説明と、今後、周辺海域における深さ別のCODや温度などを測定することで詳細に調査するという回答がございました。事務局としましては、環境基準が未達成な海域における多量の取放水を伴う事業であることから、より一層の配慮が必要であると考えておりますので、「当該事業は、冷却水量の減少等により環境負荷を低減する計画としているが、排水の排出先である新潟東港の海域はCODの環境基準が未達成であることから、取放水の流動に伴う海水の移動等を踏まえ、当該水域の水質および動植物への影響について適切に予測・評価すること」という意見を付したいと考えています。

続いて裏面をご覧ください。

意見番号4の、C委員からいただいた大気質に関するご意見です。

特殊気象に配慮した調査をお願いしたいとの内容です。事業者からは、高層気象観測において、高さ別の風向、風速および気温を測定することで特殊気象の発生状況および発生頻度を把握するという回答でした。事務局としましては、配慮書における大気質の予測において、本市が最大着地濃度地点と予測されていることから、大気質は重要な要素と考えておりますので、「事業実施想定区域周辺の気象データおよび特殊気象条件を踏まえたうえで適切な予測、評価を行うこと」という意見を付したいと考えています。

続いて、意見番号6から8は関係課からの意見を提示したのになります。

このうち、意見番号8は大気質等に関する意見です。方法書以降で示してほしい内容について、3点挙げられております。

1点目は、複数案ある煙突高さや設置場所が確定され次第、その根拠を明らかにしてほしいとの内容です。これに対して事業者からは、配置や煙突高さについて、方法書までに検討を進め、単一案として、その理由とともに示すとの回答でした。事務局としましては、「煙突高さや配置について複数案を設定しているが、方法書以降の手続きにおいてこれらを確定する際は、その根拠を明らかにすること」という意見を付したいと考えています。

2点目の意見は、現地の気象データを取得し、予測を行ってほしいとの内容です。これに対し、事業者からは、現地気象観測について、特殊気象の発生有無等が分かるような手法等を検討しており、方法書にて示すとの回答でした。事務局としましては、先ほどご説明しましたとおり、「事業実施想定区域周辺の気象データおよび特殊気象条件を踏まえたうえで適切な予測・評価を行うこと」という意見を付したいと考えています。

3点目の意見は、事業実施想定区域周辺に建設中のバイオマス発電2基の影響も加えて予測評価を行ってほしいとの内容です。これに対し事業者からは、アセス手続中または建設中で、運転開始を控えているバイオマス発電所があることは把握しており、今後、両事業者を確認しつつ大気拡散予測や工事中の予測、評価など、必要な項目については重畳予測を検討するとの回答でした。事務局としましては、「同時期に事業実施想定区域周辺でバイオマス発電設備の建設が予定されているため、方法書以降の手続きにおいては、複合的な影響についての予測・評価を行うよう努めること」という意見を付したいと考えています。

以上を踏まえ、作成しました答申書素案を説明いたします。資料4をご覧ください。答申書素案は、総括的事項、個別事項、その他事項の三つに分かれております。

「1 総括的事項」は3点あります。

まず(1)当該事業は、既存発電設備を高効率な設備へ更新する計画であるが、事業の実施にあたっては、周辺の環境に十分配慮するとともに、事業の影響を受ける関係地域の住民へ適切な説明を行うこと。

これは、事業実施想定区域に隣接する本市として、事業実施にあたっての環境配慮や、関係地域の住民への丁寧な説明を求める意見を述べる必要があると考え、追加した意見となります。

続いて(2)煙突高さや配置について複数案を設定しているが、方法書以降の手続きにおいてこれらを確定する際は、その根拠を明らかにすること。

続けて(3)同時期に事業実施想定区域周辺でバイオマス発電施設の建設が予定されているため、方法書以降の手続きにおいては、複合的な影響についての予測、評価を行うよう努めること。

これらは、先ほど資料2のNo.8で説明させていただきましたので、詳細は省略させていただきます。

続きまして「2 個別事項」も3点となります。

(1)大気質について。事業実施想定区域周辺の気象データおよび特殊気象条件を踏まえたうえで、適切な予測・評価を行うこと。こちらは資料2のNo.4およびNo.8のご意見を反映したものととなります。

(2) 水環境について。当該事業は冷却水量の減少等により環境負荷を軽減する計画としているが、排水の排出先である新潟東港の海域はCODの環境基準が未達成であることから、取放水の流動に伴う海水の移動等を踏まえ、当該水域の水質および動植物への影響について適切に予測・評価すること。こちらは資料2のNo.3のご意見を反映したものととなります。

(3) 動物について。事業実施想定区域において、環境省が絶滅危惧ⅠA類に指定しているチゴモズが確認されていることから、方法書において調査の方法を示し、事業の実施に伴う影響について適切に予測および評価を行うこと。こちらは資料2のNo.1のご意見を反映したものととなります。

いずれも資料2において説明した内容となりますので、詳細な説明は省略させていただきました。

次に「3 その他事項」は1点となります。環境影響評価方法書の作成にあたっては、文章や図の作成において工夫し、分かりやすい図書となるよう留意すること。

これは、これまでも毎回、分かりやすい図書とするよう意見をしてきたことから、今回も同様に述べる必要があると考え、追加した意見となります。

以上で答申書素案の説明を終わります。

(会 長)

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたとおり、本日は審査会としての答申を取りまとめていただく作業となります。ここまでの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(A委員)

今ほど事務局の皆さまからお話をいただきましてありがとうございます。

私は資料2のNo.1の意見等をメールでさせていただきました。事業者の方から、丁寧で、また追加検討のご回答をいただきましてありがとうございました。

一つだけ補足をさせていただきたいと思います。資料2の1別紙1に、このたびの事前調査で見つけられたチゴモズという鳥について詳細な調査報告をいただきました。2枚目の裏にチゴモズという鳥の写真もつけていただきました。

複数日にわたって調査をされたということですが、1度しか発見していないので、おそらく一時的な利用であろうという見解であります。

このチゴモズという鳥ですが、名前に「チゴ」とついているように、少し小ぶりのモズなのです。それで、近縁種でモズという鳥がいます。チゴモズは非常に希少で数が少ないので生態がまだはっきりと分かっていませんが、一般論として、類似の近縁種がいる場合は、大型の個体のほうがよい場所を繁殖環境に選びますので、繁殖環境の中で一番条件のよくない

ところに追いやられている可能性があります。この写真を見ますと、これはチゴモズの雄の写真なのですが、5月20日ということですので、一般的には鳥類が一番繁殖する時期で、南から渡ってきて縄張りを宣言している時期に該当します。ですから、このように目立つところで同類の競合種に自分の縄張りを宣言したり、また、天敵がこないように見張りをしている。もし繁殖している場合は、雌は巣作りをしたり卵を温めたりという時期に該当すると思います。その次の調査日の6月14日はもう3週間以上経っていますので、一般的に繁殖ステージが進んでいて、子育てに入る時期ですので、この見張りをしていた雄も、ひなを育てるために食べ物を捕まえて巣に運ぶというように、見張り行動から子育て行動に移る時期ですので、仮に繁殖していたとしても見つけにくい時期になります。

というような生態的な時期とともに推移もありますので、1度だけ見つかったからといって一過性のものと断定しないで、客観的に鳥の生態などを踏まえたうえで、本当に繁殖していないのか、一時的なものなのか、それとも繁殖しているのかをしっかりと次回調べていただきたいと思いますし、このチゴモズは県内では非常に少なく、新潟市の西区の公園など、ごく一部で繁殖が確認されているだけです。意見書に書かせていただきましたが、近年、日本海側、新潟から秋田にかけての沿岸の緑地で少数が繁殖しているということが分かりつつありますが、まだまだ未解明の鳥です。

もし繁殖していた場合ですけれども、このたびの発電所のリプレースにかかわる当該の場所になると思いますので、繁殖環境をよく見定めて、リプレース後には同じような緑地の再生、再現をしていただいて、環境に配慮していただくよう、お願いしたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。今のご意見につきまして、事業者側から何かありますでしょうか。

(事業者)

コメント、ありがとうございました。

今回実施した調査は予備調査でして、配慮書を作るために、文献ではデータが足りないのので、やったほうがいだろうということで実施した調査になります。

この次の調査というコメントがありまして、この次の方法書で調査地点とか調査方法とかを記載してやる、アセスメントの本番の調査になりますので、これよりはもっとしっかりやることになると思いますので、コメントを踏まえて検討してまいります。

(A委員)

よろしく願いいたします。

(会 長)

ほかにご質問等ございませんか。

(D委員)

私は見学会を欠席させていただいたのであまり意見を出さなかったのですが、今、A委員が言ったことにも関係することなのではございますけれども、海岸林の一部としての緑地帯という位置づけを、私はすごく大事ではないかと。いわゆるコリドーという動物の通り道としての価値というものが非常にあると思いますので、このサンライズゴルフ場のバイオマス発電所もそうなのではございますけれども、その周りをつなぐものをより豊かにしていくというような緑化の在り方とか改修の在り方ということが必要ではないかと思っています。それは、今言われている、いわゆるネイチャーポジティブという、より自然が豊かになるであろう配慮というものが、これからはやはりどうしても先進的には採用していく必要性が高まってくると思います。三菱ガス化学さんの中にもビオトープを作って、今、実施されているというようこともありますので、そういう部分はぜひ、同じではなくてプラスアルファのネイチャーポジティブになるような仕掛け、仕組みを作るといふことと、長期的にちゃんと見ていくといふことと、一時的な利用というのは、餌場に使う時も、そういう餌場としての場所も非常に重要ですし、一時的であるからといって、仕方がない部分はあるのかもしれないのですが、評価を下げることはどうかということ。ネイチャーポジティブであり、カーボンネガティブであるような発電所になってもらいたいと思っておりますので、そういう部分に十分配慮していただければと思います。

(会 長)

ありがとうございました。何か事業者からありますでしょうか。

(事業者)

承知しました。

(会 長)

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(E委員)

先ほど触れられなかった部分なのですが、意見番号の2番なのですが、埋蔵文化財の話です。ご回答いただいた部分に関して確認なのですが、まず一つは、以前見つかっている遺跡の位置が、海水域ではなくて、今これから開発行為を行おうとされているところと同じ並びの旧新潟砂丘場ということになります。陸域の話です。それが1点目。

それとご回答の中で、予定されている開発行為が行われる場所に関しては、既に掘削が最初の1号機、2号機を作ったときに下まで及んでいて、その段階では遺跡は確認されなかつ

たという趣旨だったと思いますが、そもそも1号機、2号機を建てたときといいますか、地下の掘削はその建屋部分だけではなくて、敷地全体から同じように下がっているのでしょうか。そこが気になったのですけれども、いかがでしょうか。

(事業者)

本日の資料2の別紙2をご覧ください。ちょうど前回、E先生からご意見をいただきまして、当社も過去の資料を探してまいりました。こちらに写真が残っていましたので、一部記載しています。

もともとこの発電所の用地は、整地前は2メートルから十何メートルの砂丘の地帯でして、そこを用地の敷地レベルとして8メートルに整地しております。それが2番目の写真です。その次が1号機の建設工事の様子でして、三つ目の写真が本館の建屋を掘ったとき、これは8メートル掘っています。その下に煙突の基礎、掘削状況がありますけれども、これは4メートルから5メートルくらい掘っております。

先生のご質問ですけれども、掘削については、やはり建物とか設備のある周辺を掘っているということですので、その周りには手をつけていない部分もあると思っております。ただ、もともと8メートルに盛り土しているところがありますので、掘っていないけれども盛った土が入っているという部分で、全部掘っているというわけではないということでございます。

(E委員)

ありがとうございます。今電波の状況で内容がよく通じなかったのですが、深い深度まで下がっている部分というのは、その煙突などのところの基礎部分ということでしょうか。最初の開発前から8メートル下げて、現状では標高8メートルくらいが残っていて、その8メートルの中をさらに、1、2号機を作るときの基礎部分に関して8メートル下げた、すなわち海水面ゼロメートルくらいのところまで掘削が及んでいる。それは、煙突などの重量物があるところだけがそのくらいの高さまでいっているのか、それともその周囲も全部、これから開発行為を行おうとする7号機を作る場所のところも、同じく海拔ゼロメートルくらいのところまで既に掘削が及んでいるのかどうか、その辺が知りたいのです。

(事業者)

ご指摘のとおり、建物とか煙突とか重量物のあるところ、ぴったりその範囲ではないですけれども、若干その周りも10メートルくらい掘っていますけれども、設備、建物がある部分だけ掘削しているということでございます。

(E委員)

そうしますと、これから7号機を作るときに、以前1、2号機があった部分の深く掘ったところでやる分に関しては問題ないかもしれませんが、それ以外の、同じ敷地内で全体の掘

削が及んでいないところに関しては、遺構、遺跡が出てくる可能性があるかと私は考えています。前の調査のデータからすると、海拔ゼロメートルから8メートルの間のところで遺跡、遺構が確認できたということになっていますので、その辺が非常に気になりだということでもあります。

(会 長)

ありがとうございました。今後、そういう懸念があるということで、開発を進めるときに十分対応を検討していただくということをお願いできますでしょうか。

(事業者)

発電所の埋蔵文化財については聖籠町さんの管轄になりますので、ご相談しながら、事前に何かやることがあればやっていきたいと思えます。

(会 長)

ありがとうございます。E委員、よろしいでしょうか。

(E委員)

よろしくをお願いします。埋蔵文化財担当とよく協議してやっていただければと思えます。

(会 長)

ほかにございませんか。

(F委員)

確認ということでお伺いしたいのですけれども、総合的な事項として、バイオマス発電施設の建設の予定に基づく複合的な影響を予測、評価するように入れていただいているという中で、海域のCODの未達成区域があるという点とか、それにつきましても、温排水の影響も、それらを踏まえての複合的な影響ということを考えていただけるということによろしいでしょうか。

(会 長)

複合的な要素というのは、ここで書かれているのは大気に関しての話です。

(F委員)

「等」とありましたので、水のほうも考えて述べられたのかと思いましたがけれども、温排水についても、影響について懸念されるようであれば、予測などを行うことが望ましいのではないかと思います。

(会 長)

ただいまのご質問、CODのところなのですけれども、同じ地域に他のバイオマス発電所が建設される予定だということで、そこからも温排水が出る可能性が高い。そうすると、その分まで含めて、やはり全体的に検討するべきではないかというご趣旨でよろしいですか。

ただいまのご意見なのですが、今回、そこまでは触れられていないようなのですけれども、いずれにしても今後、周辺地域において、詳細にCODやその他の分析をやっていただけるということが、事業者の見解として述べられておりますので、その点も含めて考えていただくということでいかがでしょうか。事業者のほう、何かコメントがありますでしょうか。

(事業者)

温排水については、火力発電所の特徴的な環境負荷ということになっていまして、当社の場合は、配慮書段階ではあるのですけれども、取水口と放水口、あとは流量について配慮書に示すとおりで進めていきたいと思っております。

一方で、隣接の発電所については、新設ということで、計画の詳細とか、どこから温排水を取るのかということが、我々のほうで把握できれば何かできることがあると思うのですけれども、そこについては、考えられる範囲では1キロメートルくらい取放水口が離れているので、そんなに重なるということはないと思いますけれども、そこも注意しながら、おそらく準備書になると思いますけれども、我々は我々で調査をやって、準備書の段階で重なるか重ならないかといったことを判断しながら、隣接の事業者さんの協力が得られればやっていきたいと思えます。

(会長)

よろしいでしょうか。ほかに何かご質問等ありますでしょうか。

(D委員)

二酸化炭素は計画段階の配慮事項として選定しないと書いてあるのですけれども、約3割くらいCO₂が減るといようなことがこの文書の中に載っていると思うのですが、例えば新潟市は2030年までにカーボン50パーセント削減するという目標を出しているのですが、アンモニアとか水素の混焼というのがここにも少し述べられてはいるのですけれども、多少のロードマップのようなものは検討されているのか、そこをお伺いしたくて。できれば2030年くらいまでには、ある程度混焼して、その部分は減らせて、30パーセント以上落とせるような方向性のようなものがあるのかどうなのか、そこをお伺いしたいと思います。

(事業者)

CO₂のお話でした。配慮書の冒頭にも少し書かせてもらっていますけれども、CO₂に関しては、この発電所だけでという話ではなくて、当社全体として見ていただきたいと思っております。当社全体としては2030年にCO₂を半減する、2050年にカーボンニュートラルを目指すということで、国の目標と整合するような目標を全社で立てております。

どうしても火力発電所ですと、今回の場合リプレースによって3割、数字については今計算しているところで、後々お出しできると思えますけれども、数十万トンから百万トン近く

リプレースによって減らせるとは考えています。

一方全社で考えた場合、例えば再生可能エネルギーとか原子力とか、全体でみて当社として2030年で半減を目指していきたいと考えておりますし、2050年にはさらにその先にありますので、水素、アンモニア、そういったもの、あらゆるものを入れてカーボンニュートラルを目指していくという方向で考えております。

そういう全社の中の位置づけでの今回のリプレース計画ということで、ご理解いただければと思います。

(会 長)

ほかに何かございませんか。

特にこれ以上ご意見、ご質問等ないようですので、皆さまからいただいた意見は答申書素案に反映されているものと考えますが、審査会としての答申は、先に示された案のとおりでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。答申については案のとおりとしたいと思います。

次に、次第3をご覧ください。「その他」でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

特段ございません。

(会 長)

ほかに、委員の皆さまから何かございませんでしょうか。

ないということですので、これで、本日は円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(司 会)

皆さま、長い時間、ご審議をありがとうございました。

事務局から最後に、今後の流れについて簡単にお話させていただきます。今ほど取りまとめいただきました案のとおり答申を作成いたしまして、会長から市長に提出をいただく流れです。12月28日までに、それをもって市長の意見として新潟県知事に提出する予定になっております。

これをもって審査会は終了となります。本日はありがとうございました。